

制度の概要

協力援助者災害給付制度は、何ら協力義務のない一般の方が社会公共のために警察官の職務に協力し、そのために負傷し、疾病にかかり、障害となり、又は死亡した場合に、その災害の程度に応じて、本人及びその遺族に対して必要と認められる給付を行う、公的な救済手段です。

警察官がその場にいたら当然に警察官が行っていたであろうと考えられる行為を、一般の方が警察官に代わって行い、そのために受けた災害に対して行う給付制度であることから、警察官が職務に起因して災害を受けた場合とほぼ同様の給付を国又は都道府県が行います。

適用要件等

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律に基づく給付が行われるのは、次の場合です。

- 1 警察官からの要請に応じ、協力援助したために災害を受けた場合
- 2 現行犯人の逮捕又は犯罪の被害者の救助に当たり、そのために災害を受けた場合
- 3 水難、山岳遭難、交通事故等の際に人命の救助に当たり、そのために災害を受けた場合

問合せは警察本部警務課 又は最寄りの警察署へ

仙台中央警察署	☎0 2 2 - 2 2 2 - 7 1 7 1
仙台南警察署	☎0 2 2 - 2 4 6 - 7 1 7 1
仙台北警察署	☎0 2 2 - 2 3 3 - 7 1 7 1
仙台東警察署	☎0 2 2 - 2 3 1 - 7 1 7 1
泉警察署	☎0 2 2 - 3 7 5 - 7 1 7 1
若林警察署	☎0 2 2 - 3 9 0 - 7 1 7 1
塩釜警察署	☎0 2 2 - 3 6 2 - 4 1 4 1
大和警察署	☎0 2 2 - 3 4 5 - 0 1 0 1
石巻警察署	☎0 2 2 5 - 9 5 - 4 1 4 1
気仙沼警察署	☎0 2 2 6 - 2 2 - 7 1 7 1
佐沼警察署	☎0 2 2 0 - 2 2 - 2 1 2 1
登米警察署	☎0 2 2 0 - 5 2 - 2 1 2 1
河北警察署	☎0 2 2 5 - 6 2 - 3 4 1 1
南三陸警察署	☎0 2 2 6 - 4 6 - 3 1 3 1
古川警察署	☎0 2 2 9 - 2 2 - 2 3 1 1
遠田警察署	☎0 2 2 9 - 3 3 - 2 3 2 1
若柳警察署	☎0 2 2 8 - 3 2 - 3 1 1 1
築館警察署	☎0 2 2 8 - 2 2 - 1 1 0 1
鳴子警察署	☎0 2 2 9 - 8 2 - 2 2 4 9
加美警察署	☎0 2 2 9 - 6 3 - 2 3 1 1
岩沼警察署	☎0 2 2 3 - 2 2 - 4 3 4 1
大河原警察署	☎0 2 2 4 - 5 3 - 2 2 1 1
白石警察署	☎0 2 2 4 - 2 5 - 2 1 3 8
角田警察署	☎0 2 2 4 - 6 3 - 2 2 1 1
亘理警察署	☎0 2 2 3 - 3 4 - 2 1 1 1

宮城県警察本部

☎0 2 2 - 2 2 1 - 7 1 7 1

担当：警務部警務課給与係



宮城県警察シンボルマスコット
みやぎくん

警察官の職務に協力した方の 災害給付に関する御案内



宮城県警察本部

給付の種類等

療養給付

診察、薬剤の支給、
手術、入院等



傷病給付

療養開始後1年6月を経過しても治らない場合において存する重い障害の程度に応じた年金

障害給付

治癒した場合において、

- 障害の程度が障害等級1級から7級にあるとき・・・障害給付年金
- 障害の程度が障害等級8級から14級にあるとき・・・障害給付一時金

介護給付

傷病給付年金又は障害給付年金の支給の事由となった障害により、介護を要する状態となった場合の介護費用の補填

遺族給付

葬祭給付

休業給付



損害賠償の免責

他の法令等による給付が行われた場合や協力援助者の受けた災害が第三者の行為により発生した場合は、国又は都道府県は、協力援助法に基づく給付の責めを免れることがあります。

給付の例

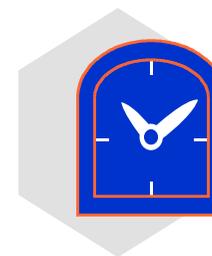
- 少年補導員が補導活動参加中に転倒し、負傷
- 交通安全指導員が交通安全運動時の街頭監視等の活動中に転倒し、負傷
- 山岳遭難救助活動中、雪道で足を滑らせて滑落し、負傷
- 強盗の現行犯人を捕まえようと追跡中に転倒し、負傷
- 引き潮に流された女性を目撃し、救助しようと海に飛び込んだが溺れて死亡



時効

協力援助法に基づく給付を受ける権利は、2年間行わないときは、時効により消滅します。

ただし、災害が協力援助法に定める警察官の職務に協力援助したため発生したものであるかの認定は、協力援助を受けた警察官を指揮する部署の長の報告を受けた実施機関が行うものであるため、認定に関する時効はありません。



給付を行う者

都道府県の警察官からの協力要請に応じたことに起因する場合は当該都道府県（警察本部）が、現行犯人の逮捕若しくは被害者の救助又は人命救助をした場合は当該逮捕又は救助に当たった場所の属する都道府県（警察本部）が認定し、その給付を行います。

